

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室¹⁴⁶〕印紙税その

契約書の内容を補完・変更する 文書に係る印紙税

Q お客様との間の製造請負契約書（第2号文書「請負に関する契約書」及び7号文書「継続的取引の基本となる契約書」に該当）に基づいて商品を製造していますが、この度商品の仕様等を変更することになりました。新しい商品の仕様等を「注文書」として提示され、内容確認の証として記名押印しましたが、この文書には印紙税を納付する必要がありますか？

A 注文書や申込書、依頼書等（以下、申込書等）と表示された文書であっても、その内容が契約書に該当する場合は、印紙税の納付が必要な課税文書に該当します。

契約とは、申込みとその申込みに対する承諾によって成立するものですから、申込みの事実を証明するための申込書等は通常、契約書にはなりません。しかし、その申込みに対する承諾の事実を証明する目的で作成された次に掲げる申込書等は、一般的に契約書に該当するものとして取り扱われます。

契約当事者間の基本契約書、規約又は約款等に基づく申込みである事が記載されていて、一方の申込みにより自動的に契約が成立する事になっている場合における当該申込書等。契約の相手方が作成した見積書その他の文書に基づく申込みである事が記載されている当該申込書等。

（但し、¹⁴⁶において、相手方が別に請書等契約の成立を証する文書を作成することが記されている場合は除かれます。）

契約当事者双方の署名又は押印があるもの。

原契約書の内容を変更する文書を作成する場合がありますが、これらの文書（以下「変更契約書」）が印紙税の納付が必要な課税文書に該当するかは、その変更契約書に「重要な事項」が含まれているかにより判定されます。

この場合の「重要な事項」とは、印紙税法基本通達別表第2「重要な事項の一覧表」に、印紙税法別表第1（課税物件表）に掲げられている第1号から第20号までの分類毎に例示されています。

ご質問にある製造請負契約書（原契約書）は、第2号文書と第7号文書に該当していますので、第2号文書の重要事項である契約金額、取扱数量、単価、支払方法・支払期日、契約期間など10項目と、第7号文書の重要事項である、文書の要件として契約書の分類毎に掲げられた内容と、契約期間（原契約の期間を3カ月を超えて延長するものに限る）が、重要事項とされています。

従って、ご質問の「注文書」は「内容確認の証として記名押印している」ので「相手方が作成した文書に基づく申込みである事が記載されている」契約書に該当し、かつ、原契約書である製造請負契約書の「商品の仕様等を変更する」ために作成されますので、「変更契約書」に該当します。

なお、変更する内容が、第2号文書と第7号文書のいずれかの重要事項に該当する場合は、第2号文書と第7号文書のいずれかの課税文書に該当しますので、印紙税の納付が必要となります。

（税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号